

司法修習委員会（第8回）議事録

1 日時

平成16年7月2日（金）午後3時から午後5時25分まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）今田幸子，翁百合，小津博司，金築誠志，鎌田薫，酒巻匡，白木勇，高橋宏志（委員長），宮川光治（敬称略）

（幹事）荒井勉，出田孝一，大谷晃大，大橋正春，梶木壽，木村光江（幹事長），小池裕，鈴木健太，寺村温雄，中村慎，林勘市，山本和彦，若林茂雄（敬称略）

4 議題

（1）協議（議論の取りまとめ）

（2）今後の予定等について

5 配布資料

（資料）

29 議論の取りまとめ（案）

30 「基本的考え方」からの主な変更点

（幹事会関係資料）

司法修習委員会幹事会（第8回）議事概要

6 議事

（1）配布資料説明

木村幹事長から，配布資料について説明がされた。

（2）協議

資料29「議論の取りまとめ（案）」に基づいて協議がされた（資料29の

内容については、荒井幹事から適宜説明がされた。)

ア 「はじめに」

(出席委員全員)

資料29のとおり了承

イ 「第1 新しい司法修習の理念と基本構想」

「1 これからの法曹に求められる資質」

(出席委員全員)

資料29のとおり了承

「2 司法修習の意義・理念」

(酒巻委員)

3頁「(1) 法科大学院との役割分担」の3行目と6行目に「知識」とあるが、法科大学院では、単に断片的な法律知識のみを教えるわけではないので、「体系的知識」あるいは「学識」に変えた方がより趣旨が明確になるのではないか。

また、同じく(1)の下から3行目に「法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られるべきである」とあるが、この表現だと、法科大学院が前期修習の肩代わりをすることが法理論教育と法律実務教育の架橋であると読まれるおそれがある。確かに、法科大学院で実務導入教育を行うことになるが、それだけが架橋なのではなく、実務との有機的な連携を図った法理論教育が行われることそれ自体が架橋であるから、例えば、下から3行目の「そして、」の後に「実務を意識した法理論教育と」という表現を加えてはどうか。

(高橋委員長)

「知識」を「体系的知識」又は「学識」に変える点について、どうか。

(金築委員)

酒巻委員の御指摘はそのとおりである。表現としては「体系的知識」

の方が，趣旨がより明確になるのではないか。

(高橋委員長)

この部分については，「知識」を「体系的知識」に変えることでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「実務を意識した法理論教育」を加える点はどうか。

(小津委員)

酒巻委員の御指摘は，そのとおりだと思う。

(高橋委員長)

「法律実務教育への導入部分を」との表現を，「実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を」に変えることでよいか。

(出席委員全員)

了承

(宮川委員)

2頁の枠囲いの三つ目の「」に「この目標を達成するため」とあるが，「この目標」は「スキルとマインド」のうちのスキルの部分を受けていると思う。そうすると，4頁の「(3) 新しい司法修習で養成すべき能力」の最後の「・」に書かれているマインドの部分を枠囲いに記載しないとバランスがとれないのではないか。文章としては，例えば，「法曹としての思考方法，倫理観，心構え，見識等は，司法修習の全課程を通じてかん養すべきであるが，とりわけ実務修習においてそれらをかん養することが相当である。」というものが考えられるのではないか。

また，同じ4頁(3)の三つ目の「・」に「法曹としての思考方法，倫理観，使命感，見識，心構え，洞察力等」とあるが，「倫理観，使命感」

の後に「心構え」を並べた方が座りがよいし、「見識」は物事の成り行きや本質を見抜く優れた判断力のことで、「洞察力」とほぼ同義であることから、「見識」と「心構え」は順序を入れ替えた方がよいのではないか。他の同じ表現がなされている箇所も同様に修正した方がよいのではないか。

(高橋委員長)

宮川委員の最初の御指摘についてはどうか。

(翁委員)

私も、「この目標を達成する」ということと、その後に記載されているいろいろな能力の養成との関係がはっきりしないという印象を受けた。宮川委員の御趣旨で修正するのも一つの有力な案だと思うが、一方で、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、表現能力にもマインドと通じるものがあり、このひとかたまりを全部スキルとしてまとめてしまうことには若干の違和感がある。その意味でも、「スキルとマインド」と、後段の様々な能力の養成との関係がもう少し明確になるよう表現を工夫する必要があると思う。

(鎌田委員)

私も、宮川委員御指摘のとおり、2頁の枠囲いの中には、マインドに近い部分、あるいは法的判断を的確に行う能力といったものが落ちていくという印象を受けた。

しかし、マインド的なものは、法科大学院で基礎を養成し、その後の司法修習課程全体で養成するものであり、特に実務修習でなければ身に付けることが難しいという意味で最も力点を置くべきものを枠囲いの三つ目の「 」に書いていると読めば、全体の趣旨が通じると理解した。ただ、「この目標」の趣旨が分かりにくいので、三つ目の「 」は、司法修習で重点を置くべき部分を強調するか、マインドの部分は、法科大

学院における教育を基礎とし、司法修習課程全体で養成されるものであり、特に実務修習では4頁(3)の二つ目の「・」に掲げられたところに重点を置くということが分かるような表現にすればよいのではないか。

(今田委員)

「スキルとマインド」については、これはスキルでこれはマインドだと明確に分離することには無理があるというのが、この委員会での議論だった。法曹人としての資質、養成すべき目標は、一般化すれば、法曹人としての知識、ナレッジだと思う。法曹人は典型的、伝統的な知識人であり、そういう伝統的知識人に養成すべきものには、技術的な部分と倫理観の両面があり、それがスキルとマインドになると思うが、これが両輪となると思う。もっとも、これまで、スキルの部分とマインドの部分を取り出して、内容をより明確化する試みがされた中で、「スキルとマインド」という言葉が出てきたのであり、「スキルとマインド」を二つの目標と捉えることは難しい。より重要なことは、スキルとマインドが相互補完的な役割を果たして法曹人の資質なり能力なりを位置付けることである。その意味では、スキルとマインドを分け、教育についても、これはスキルに集中した教育で、これはマインドに集中した教育であると位置付ける議論は難しいと思う。こうした点を考えて、幹事の方々も二つを明確に分けないまとめた方をしたのではないかと思う。私としては、二つの相互補完の関係を入れてもらいたいと思うが、構成としてはこれでよいのではないか。

(金築委員)

スキルとマインドという言葉は人によってイメージや捉え方が異なるが、スキルは技術的、技能的な能力に重点があり、マインドは心構えや一般的なものの考え方に重点がある言葉だと思う。マインドという言葉は、リーガルマインドに由来すると思うが、マインドだけだと、法律的

なもの、考え方、心構え、さらには倫理的なものを考えてしまう。しかし、法曹教育である以上、実務的な教育も一つの教育目標であるはずなので、これをスキルという言葉でこれを表現したのだと思う。マインドは法科大学院の段階から継続的に養成されるものであるが、特に実務修習等においてはマインドの養成に重点を置いているので、マインドの養成が二次的ということにはならないと思う。この文章だけを見ると、「この目標を達成するために」という言葉が司法修習における目的全体を指すような感じを与えるが、起草段階では、養成すべき能力は何かという問いに対する答えを書いたのではないかと思う。司法修習の目的は、どちらかといえばスキルの色彩が強いが、それだけではないことを言うために、宮川委員御提案のように、マインド的なものも入れる方がバランスがよいのではないか。

(宮川委員)

現在の司法修習では、昔に比べて非常に意識的に法曹倫理教育を行っている。共通カリキュラムとして、先輩法曹の話聞き、それについて感想文を書いて、クラスでディスカッションをするといったことも行われている。その意味では、現在の司法修習でも、ここに書かれている倫理、心構え、使命感についての教育が意識的に行われている。これが新しい司法修習にも継承され、更に充実したものとして行われることが期待される。そのことが理解できるようなまとめ方がよいのではないかと考えて、先ほどの意見を申し上げた。

(小津委員)

各委員の意見の実質はそれほど違うところではないと思う。勝手に推測すれば、枠囲いの中が冗長にならないようにという配慮がされているのだと思う。ただ、このままだと、枠囲いの中には「 」が三つあり、枠囲いの後に(1)から(3)まであるので、最後の「 」は(3)に対応し、(3)

には「・」が三つあって、最初の「・」はある意味当然のことなので構わないとして、二つ目の「・」が枠囲いの中に取り入れられているのに、三つ目の「・」が取り入れられていないところが若干気になるところである。起案者がこの部分を特に意識的に除いたのでなければ、三つ目の「・」の内容を軽視したと思われぬよう、何か入れておいた方がよいのではないか。

(荒井幹事)

マインドを特に落とすという意思是全くなかったが、この文が、指導目標であるスキルとマインド全体を受けた形になっているのに、マインド的な部分である(3)の三つ目の「・」の部分が落ちているので、今の御議論を聞いて、これを入れるべきではないかと考えている。

(鎌田委員)

「この目標を達成するため」というのは余計な言葉ではないかという思いが強い。つまり、ここでは「スキルとマインド」が一つの標語で語られていることと、もう一つは、法科大学院では、事実を見る前提となる体系的知識を身に付け、司法修習では、そのような基本的な視点を前提として実際に事実に接し、分析して、まさに法的な「スキルとマインド」を完成させるのであって、「スキルとマインド」というのは、いわばベースにある抽象的なものである。そういう意味では、事実と関わりのある部分の教育が実務修習では重要であって、おそらく「スキルとマインド」とは違う話ではないかと思っている。二つ目の「」は「スキルとマインド」についての記載であり、三つ目の「」は事実認定や説得能力といったものに重点を置くとの記載であって、ここは違う観点の話が並んでいる。「スキルとマインド」のかん養と、事実との関係で実務的な修練を積むことという記載を並べるのが、もともとの考え方ではないか。そうすると、あえて三つ目の「」にマインド的なものを重ね

て盛り込まなくても，二つ目の「 」でカバーされていると考えられるのではないか。

(白木委員)

マインドそれ自体の養成，教育をどのように行うのかは難しいところがある。私としては，「スキルとマインド」は明確に区別しないという前提だが，実務教育なので，スキルの修得に重点があり，それを行っているうちにマインドも養成されてくる，マインドが養成されればそのマインドに基づいて更にスキルも深まっていくという理解をしていた。三つ目の「 」の最後には，こういうところに「重点を置くことが相当」と書いてあるので，これでよいのではないかと思っていた。

(小池幹事)

幹事としてこの問題を考えてきた私としては，先ほど鎌田委員が言われたような発想であり，「スキルとマインド」というのは，今田委員も言われたように，一つの塊として考えていた。それと能力との関係がはっきりしないという翁委員の御指摘があったが，事実調査能力あるいは法的分析能力は，仮説を立てて調査し分析するという技術的な面だけでなく，思考力という面でマインド的なものが常に潜んでおり，こうした能力を養成する課程で，「スキルとマインド」という法律家としての本質的なものが培われていく構造であると考えており，それでこのような並びになっていると理解していた。

(高橋委員長)

法科大学院との関係で言えば，複雑な事実の中から法的に重要な事実を選び出すことも，分かりやすく説得的に表現する能力も法科大学院で教えるわけで，そういう意味では，4頁とそう変わりはなく，法科大学院で少しやって，現場で本当にやってみるという意味では似ているのかなという感触が私にはある。

(宮川委員)

「この目標を達成するため」という部分を削ってはどうか。

(金築委員)

具体的な文章の問題でいうと、2頁の枠囲いは本文の要点を書き出しただけなので、枠囲いに記載したからといって、鎌田委員や白木委員の御意見を否定することにはならない。

(高橋委員長)

法科大学院では、心構え、見識、倫理観というものを強調したいと考えている。そうすると、法科大学院で学んできた司法修習生は、教室で習ったことと現場の弁護士がやっていることは随分違うぞという形で、現場で相当葛藤することになる気がする。ある程度の葛藤があるのはむしろ喜ばしいことなので、そう考えると、修習課程全体を通じて成長していくものなのかなという思いを持つ。

(今田委員)

先ほども申したように、スキルはこう、マインドはこうと対応するような形での記述は、むしろ入れない方がよいと考えている。「スキルとマインド」は、資質や期待される教育目標を表現した言葉である。つまり、教育される中身や訓練される中身は、「スキルとマインド」という両方の側面を持っていて、それが両輪となって知識が構成されるという考え方である。具体的には、スキルにはこのような面もあるといった記述を後に入れるのはよいと思うが、枠囲いの中に短い記述を入れても誤解を生じるだけなので、記述としてはこのくらいに留める方がよいのではないか。

(翁委員)

私は、「この目標を達成するため」という部分を取れば、それでよいのではないかと思う。これらの能力と「スキルとマインド」との関係は、

最終目標と中間目標というものではなく、これらの能力の養成を通じて、修習の課程を通じて、「スキルとマインド」というのが全体として達成されるという関係であり、少しディメンジョンの違う話が入っているのではないかと思う。だから、「この目標を達成するため」という部分を取って、必要な能力はこのようなものだという書きぶりにし、後の方を読んでその関係をよく理解してもらうようにすれば、相当部分が解決するのではないかと思う。

(宮川委員)

今の御意見に賛成する。

(高橋委員長)

それでは、2頁の枠囲いの三つ目の「 」について、「この目標を達成するため」という文言を削除して、特に付加することはしないということによいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「スキルとマインド」という形で両者を分けずにスローガンの的に使う点についてはどうか。

(今田委員)

スキルという言葉だけだと、技術的あるいはマニュアル化されたというニュアンスが少し強く出てくると思う。知識の二つの側面、つまり、スキルとマインドを分けることなく、スキルの面とマインドの面との両面を持つものの総体、それが相互に補完し合うものが知識であるという意味で捉えるのならば、「スキルとマインド」という言葉を入れることに違和感はない。知識とかナレッジというよりも、より具体的な中身に踏み込んだ表現として、あえて「スキル・アンド・マインド」という言

葉を提示された意図は納得できる。

(高橋委員長)

スローガン風に使おうとすれば「スキル・アンド・マインド」であり、いずれも法律家の能力に関係しているという理解でよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

宮川委員の2番目の御指摘、「見識」と「心構え」の順序を逆にする点については、どうか。

(白木委員)

論理的には、「思考方法、倫理観、使命感、心構え、見識、洞察力」という順番になるのかもしれないが、重要な順に書いてあると見る人もいると思う。「法曹としての思考方法」は基本中の基本であり、最初に来ることに異論はない。「倫理観、使命感」も重要で序列はつけがたいが、法曹として「見識」がないことには話にならないと思うので、「思考方法」の次に「見識」を持ってきてはどうか。

(高橋委員長)

この部分の並べ方については、お任せいただくことでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

2頁の枠囲いの三つ目の「 」で、「事情聴取をはじめとする事実調査の能力」が新たに付加されたということだが、この点はいかがか。

(酒巻委員)

弁護士や検察官は、普通の人からいろいろな話を聞いて、事情聴取をするものであるが、裁判官も事実調査という表現でよいのか。

(白木委員)

職権で事実調査をする場合もあるので、この表現でよいと思う。

(荒井幹事)

幹事会では、裁判官の仕事の本体的部分かどうかはともかく、裁判官も、刑事手続あるいは家裁の手続で事実調査をすることもあつし、裁判官も、当事者がする事実調査について、訴訟行為を理解する前提として十分に理解しなければならないとの観点から、事実調査の能力が必要であるという議論があり、共通の能力としてここに記載すべきではないかということになった。

(高橋委員長)

事実調査能力についての記載はこれでよいか。

(出席委員全員)

了承

「3 司法修習の基本的な構想と構成」「4 司法修習生の養成数の増加への対応」

(宮川委員)

5頁4行目の「一定レベル以上の実務のスタンダード」という表現は、日本語としていかがなものかと思う。「一定レベル以上」という表現を残したいのであれば、5行目の「体系的で汎用性のある実務知識や技法」の前に持ってくることになると思う。あるいは、「一定レベル以上」よりは、「一定水準」という言葉の方がよいかもしれない。ただ、本質的なことではないので、表現はお任せする。

(高橋委員長)

この部分の表現振りについては、お任せいただくことでよいか。

(出席委員全員)

了承

(宮川委員)

5頁9行目に「司法修習の過程の順序等については、司法修習生の数、修習の実施態勢等を考慮してその構成を決定すべきであるが」とあるが、司法修習生の数や修習の実施態勢により司法修習の課程の順序、すなわち実務修習と集合修習の順序が変わるものなのか。この部分は削除してもよいのではないか。

(荒井幹事)

新しい司法修習構想は、修習生3000人くらいの数を念頭に置いて考えているが、それが大幅に増えた場合には現在考えている構成がそのまま維持できるのかということも視野に入れて、このような表現を入れた。今回の検討が、そのようなことを当然の前提としているということであれば、あえてこのような表現を入れなくてもよいと思う。

(高橋委員長)

「司法修習生の数、修習の実施態勢等を考慮してその構成を決定すべきであるが」の部分は削除することでよいか。

(出席委員全員)

了承

(小津委員)

先ほどの5頁4行目の「一定レベル以上の実務のスタンダードな」という部分は、「レベル」という言葉は高さに、「スタンダード」という言葉はいろいろな考え方がある中で普通はこうであるというところに、それぞれ重点を置いてあえて書いたと考えることもできる。もしそのように読めば、それはそれで意味のあることだと思う。表現ぶりはお任せする。

ウ 「第2 実務修習の在り方」

「1 実務修習の基本的な指導理念と方法」

(高橋委員長)

「総合型実務修習」を「選択型実務修習」という名称に変えたということだが、この点はどうか。

(白木委員)

賛成である。「総合」と「集合」では、語呂が悪いし、「集合」は分野別との対比で今も使われているのですぐに理解できるが、「総合」というだけでは、説明がない限り何を意味するのか分からない。その意味で、「選択型」に変えたのは誠に結構である。

(高橋委員長)

「総合型実務修習」と呼んでいた課程を、「選択型実務修習」という名称にすることでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「1 実務修習の基本的な指導理念と方法」のその他の部分については、資料29のとおりとすることでよいか。

(出席委員全員)

了承

「2 分野別実務修習」

(宮川委員)

6頁下の枠囲いの三つ目の「 」に「実務修習においては、一つの事件の流れを把握し、十分な数の事件を体験することができるよう」とあり、8頁の1つ目の「・」には、「一つの事件を継続して体験できるように配慮する」として具体例を挙げて書かれている。そして、次の「・」には、裁判修習におけるサマリーライティングの例が挙げられて、「できるだけ多数の多様な事件を体験させるとともに、実質的な能力の養成

に焦点を絞った指導を行うなど」とある。このように、一つの事件の流れを把握し、十分な数の事件を体験できる工夫だけでなく、実質的な能力の養成に焦点を絞った指導を行うという工夫も挙げられているので、要約としては、枠囲いの3つ目の「 」は、8頁にあるように「実務修習においては、質、量ともに修習の実が上がるよう、各分野の実務修習の指導方法を工夫していくことが必要である。」という程度の抽象的な記載でよいのではないか。

(鎌田委員)

一つの事件の流れを全体的に把握するために分野別修習の別のところに行ってもそれをフォローすることは、従来よりも一分野ごとの修習期間が短くなる弊害を緩和・回避する手法として、いわば目玉的な価値があると伺ってきたところなので、できれば残した方がよいのではないか。ただ、最終的には、委員長にお任せしたい。

(高橋委員長)

宮川委員の御意見を踏まえ、この部分を「一つの事件の流れを把握し、十分な数の事件を体験することをさせるなどして、質、量ともに修習の実を上げるべく工夫する。」という趣旨で修文することでどうか。

(出席委員全員)

了承

「3 選択型実務修習」

(宮川委員)

9頁の(2)の前、三つ目の「・」の6行目に「そのための一方策として、弁護修習の際に配属された弁護士事務所を本拠地(ホームグラウンド)として」とあるが、地方の弁護士会などでは、ホームグラウンドを、必ずしも弁護修習の際に配属された弁護士事務所限定せず、少し違うタイプの弁護士事務所に配属するような工夫をすることもありうると思う。

各地域の創意工夫に任せた方がよいところもあると思うので、「弁護修習の際に配属された」という部分は削除していただきたい。

(荒井幹事)

ここは原則を記載しており、例外を許さないものではない。ただ、御指摘の部分を削除して単に弁護士事務所としてしまうと、どこの弁護士事務所を想定するかという問題になってしまうので、「原則として」という言葉を入れることではどうか。

(小津委員)

確認だが、原則は弁護修習で配属された弁護士事務所という理解でよい。

(鎌田委員)

以前この部分について議論した際、「せっかく自由に選択できるのだから、最初に大きな事務所に配属になった修習生が中央から離れた地方の事務所で2か月経験することを許してあげないのか」と聞いたところ、「成績評価等の点で問題が起きるので、配属された弁護士事務所を基本的な拠点として、そのホームグラウンドから他の弁護士事務所等へ行ってもらえばよい」と随分言われたように記憶している。

(宮川委員)

それは、弁護修習の際に配属された弁護士事務所をホームグラウンドにするかどうかという議論とは違う議論だったと思う。

(金築委員)

これは、選択型実務修習の趣旨と関連がある。選択型実務修習の眼目の一つは、自分が足りないと思う修習の補完であり、弁護修習あるいは民事系統の修習に重点を置く一つの方策として、選択型修習が役に立つのではないかと考えていた。そういう点からすると、もともと配属されていた事務所ですらに修習することは、ある意味で当然というか、つ

ながりやすいのではないかと思う。

(宮川委員)

例えば、京都弁護士会では、弁護修習が4か月だったとき、2か月はA事務所という民事専門の事務所に配属し、もう2か月は刑事事件を扱うことの割に多いB事務所に配属するというように、違ったタイプの事務所に配属する工夫をしている。これと似たような工夫をしているところは全国にいくつもある。修習期間が短くなって2か月となると、配属事務所を2か所に分けるわけにはいかないのだから、A事務所に2か月配属することになるだろうが、実務修習4か月時代の経験を踏まえて、選択型実務修習の時には、違うタイプの弁護士事務所で修習させる方がよいと考える実務修習庁会も現れると思う。「原則として」となっていると、このような方法は取りにくいこともあるのではないかという気がするが、そのようなことも許すという趣旨での原則であれば、それで結構である。

(高橋委員長)

宮川委員が話されたような趣旨で「原則として」を入れることでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

幹事から、第5回委員会で配布された資料16は、この取りまとめには添付しないという提案がされているが、よいか。

(出席委員全員)

了承

エ 「第3 集合修習の在り方」

(宮川委員)

12頁の枠囲いの最初の「 」で、クラス担任制の維持が「望ましい」

という表現になっているが、他では「相当である」という表現が使われている。このような表現について、特段の意味があるのか。

(荒井幹事)

他意はない。「相当である」という表現でも全く構わないと思う。

(宮川委員)

私は、クラス担任制は維持すべきだと思っているので、「望ましい」という表現では心配である。

(小津委員)

12頁中段の説明部分で「クラス担任制はこれにふさわしい教育方法として維持されるべきである」と断言しているので、強く書いても変わらないのではないか。

(高橋委員長)

当委員会としては、クラス担任制を維持すべきであると理解しているが、それをどう表現するか、維持すべきとするか、維持するのが適当である又は相当であるとするかはお任せいただくということでよいか。

(出席委員全員)

了承

(翁委員)

12頁の7行目にある「継続教育」という言葉は、どういう意味を持つものなのか。司法修習と何ら関連を持たないものであれば、その意味合いを分かるようにしておいた方がよいのではないか。

(金築委員)

2頁の「1 これからの法曹に求められる資質」の二つ目の「・」に「法曹資格取得後の継続教育」という言葉が出ているので、これを入れればよいのではないか。

(翁委員)

継続教育の提供主体はどこなのかということが分かりにくかった。また、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとして結局自分自身で学んでいく部分があるので、何か主体的に学ぶだけでは難しいのか、そういった継続教育がより一層充実していくことが一つの課題になるのかということに関心を持った。

(鎌田委員)

幅広くオン・ザ・ジョブ・トレーニングも含めて読むのではないか。

(高橋委員長)

この部分の表現については、お任せいただくことでよいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

幹事から、第5回委員会で配布された各科目の指導内容を説明した資料は、この取りまとめには添付しないということによいか。

(出席委員全員)

了承

オ 「第4 成績評価の在り方」

(出席委員全員)

資料29のとおり了承

カ 「第5 関連する諸問題」

(宮川委員)

18頁「2 司法研修所の管理運営」の枠囲いの二つ目の「 」に「司法修習委員会は、定例的に毎年2回程度は開催し」とあるが、一般規則制定諮問委員会で司法修習委員会規則について審議された際の確認事項では、第3項で「委員会は、毎年、必要に応じて、機動的に開催するよう努めるべきである」とされ、このときの議事録を見ても、年1回とか

2回という程度ではなく、もっと多数回開くべきであるという観点で、具体的な回数を入れない形で確認しようという議論がされている経緯がある。2回という数字が出ると、この確認事項に抵触しないだろうかという気がする。そして、18頁の記載は、定例としては2回で、随時機動的に開催することを予定していることかと思うが、文章自体からそのことが直ちに読み取れない。そこで、確認事項に合わせたような修文を検討すべきではないか。

(荒井幹事)

この原案は、修習の状況等を報告するという意味のいわば定例的なものとしては年2回ということで「2回程度」と表現したのであって、御指摘のように、必要に応じて機動的に開催することは当然のことと考えている。その点を文章上明確にすることは十分考えられる。

(高橋委員長)

定例的には2回程度、しかし臨機応変に随時開くという理解のもと、具体的な表現振りについてはお任せいただくことでよいか。

(出席委員全員)

了承

(宮川委員)

18頁の枠囲いの三つ目の「 」と19頁(2)の二つ目の「・」に、「教官に就任しやすい環境の整備を検討することが必要である」とあるが、「検討することが必要」では何となく消極的な感じがしないではないので、「教官に就任しやすい環境を整備する必要がある」という表現にできないだろうか。

(金築委員)

検討主体の側から申し上げると、決して消極的ではなく、積極的にやらなくてはいけないと思っている。ただ、具体的に何をすることがまだ決

まっていない段階で「整備する必要がある」と断定するのは、言い切り過ぎという印象を与えるので、「検討する」が入っていた方がよいと思うが、それが消極的な印象を与えるのであれば、もう少し言葉を考えてもよろしいかと思う。

(小池幹事)

環境の整備にはいろいろな条件が関わってくる。教官を出していただく弁護士事務所や教官になる弁護士の事情があり、その環境整備をどうするか、教官としての待遇面の問題になると、他の制度との並びでどのようにしていくのかを考えなければならない。こういうものを積極的に考えていくことはそのとおりであるが、まずはその整備を検討することが必要である。「検討」にはそういう意味合いが含まれている。

(高橋委員長)

「第5 関連する諸問題」の部分は資料29のとおりとすることによいか。

(出席委員全員)

了承

(高橋委員長)

「議論の取りまとめ(案)」について、本日の御議論をいただいたところで取りまとめさせていただきたいがよろしいか。

(出席委員全員)

了承

(3) 今後の予定等について

(小津委員)

これから先の司法修習委員会の具体的な進め方のイメージを教えてください。

(酒巻委員)

この司法修習委員会の取りまとめの名宛人は最高裁判所と聞いているが、今後、取りまとめがどのように取り扱われるのかを確認したい。

(小池幹事)

ここで取りまとめていただいたものは、諮問に対する一つの答申であり、最高裁の裁判官会議に報告して、施策に反映させていくことになる。新しい司法修習のスタートは平成18年であり、今回の諮問事項も包括的なので、今後も、いろいろな諸条件の中で詰めて考えなければいけない事柄があるが、全体にわたって取りまとめをしていただいたので、ここから検討に着手することになる。具体的には、新しい修習の立上げに伴って規則・規程等を整備していく作業があり、司法研修所においても指導要綱を検討していくことになる。その過程でいろいろ御議論をいただかなければならない事柄が出てくるのが予測されるので、もう少し各論的な事柄について、この委員会で御検討いただくことになると思う。当委員会は、最高裁あるいは法曹三者だけではなく、有識者の方々に御参加いただいております、法曹教育の在りようを継続的に機動的に検討していただきたいと思う。

(今田委員)

今、説明があったように、これから司法修習の中身が、例えば指導要綱という形で具体的に詰められていくと思う。我々がここで考えたことが具体的にどういう教育プロセスとして実現されていくのかについては大変関心がある。是非、指導要領といった実践的なレベルで御説明をいただき、私たちもそれを理解した上で考えを述べさせていただきたい。特に私が強く関心を持っているのは、新しい選択型実務修習の導入である。期待が大きい反面、その結果がどのように出てくるのか。是非、実を上げるための具体的な内容作りに向けてのいろいろな作業状況について聞かせていただき、意見を言わせていただきたい。

(金築委員)

司法研修所では、既に指導要綱の検討を始めている。今秋には、全国の実務修習の指導担当者にある程度具体的なものを示して議論してもらわなければいけないと思っている。次回委員会がいつ開かれるのかまだ分からないが、次回委員会には、指導要綱についても御議論いただきたいと思っている。

(高橋委員長)

今後、私どものこの委員会が何をしていくべきかに関して、例えば、法科大学院は、目標を決めて実行し評価を受けるが、司法研修所の司法修習課程については、そういう点はどうなるのか。司法修習課程そのものの評価というのは、一般社会から見るとどのようになるのか。この点はいかがか。

(翁委員)

行政については、政策評価制度が入ったり、国の関与する分野についても、目標を置き、それについてどのくらい達成できたかを第三者の目で客観的に評価する仕組みがいろいろな形で取り入れられるようになってきている。その意味では、司法修習自体も透明な形で運営されて、それが客観的に評価されるという枠組みというのは、我々がこれを担う役割かもしれないが、そういう方向で考えていくことが望ましいと思う。

(酒巻委員)

翁委員のおっしゃることはまことにそのとおりだと思う。行政の場合は、数値目標や目的を設定して、これが達成できたかという評価がしやすい世界だと思うが、大学や人間の養成、そしてその人間の養成のやり方については、単純に評価するのは難しいと思う。だからといって任せとておけ、信じるというだけではだめなのであって、何らかの形で、外からの評価というものは必要だと思うが、長期的に見ていく必要があると

思う。

(高橋委員長)

今後、この委員会は、定例的に年2回、さらに臨機応変に開かれるということであるので、どういう観点からこの委員会そのものを作っていくか、全員で考えておきたい。

7 報告

荒井幹事から、第58期司法修習生の修習開始及び前期修習終了並びに第57期司法修習生の実務修習終了及び後期修習開始について報告がされた。

小池幹事から、司法修習生の給費制の見直しに関する司法制度改革推進本部(法曹養成検討会)の検討状況について報告がされた。

(以上)

